資料ふあいる 2

公文書館における専門職員の養成及び資格 制度に関する研究会報告書(国立公文書館)

はじめに

公文書は歴史を語る証人である。人はその歴 史の始源より、その営みの記録を残し、また、 これらの膨大な記録を保存することにも意を用 いてきた。

歴史資料、それを収蔵保管する施設、その資料を扱う機関を意味するアーカイブズ(archives)ということばは、その語源をラテン後のアルキュムに発し、それは更に行政長官の邸宅等を意味するギリシャ語のアルケイオンに基づくとされているが、古いものを意味するアルカイアを語源として挙げている文献もあることなどに見受けられるように、人がその記録を保存してきた歴史は古いものがある。

近代的公文書館制度はフランス革命勃発直後の1790年、パリに国立公文書館が設置されたことに始まり、その後、欧米諸国において遂次近代的公文書館制度が整備されるに至った。

我が国においては、明治18年(1885年)に内閣記録局が設置されたが、明治26年(1893年)に財政緊縮のため、同局が記録課となったのをはじめ、各省の記録保存部局も縮小され、文書課等において公文書等の保存が行われるようになった。

このように我が国においては、一貫した公文 書等の保存管理についての認識が十分ではなく、 近代的公文書館制度の導入は先進諸国に比べて 大幅に遅れをとり、国立公文書館が設立された のは昭和46年(1971年)であった。また、地方 公共団体の公文書館は、昭和34年(1959年)の 山口県文書館の設立に始まり、その後漸次、各 地方公共団体において設置が進められている。 現代の行政は社会生活の各方面にわたっており、そこに発生する文書量は必然的に膨大な量となっている。これらの膨大な文書類から歴史的価値をもつ文書を評価、選別、保存し、これを利用すに供することは極めて重要なことであり、公文書館の中核的な業務を担当する専門職員の責任は極めて重いと言えよう。

しかしながら、公文書館における専門職員が法的根拠を得たのは昭和63年(1988年)6月に施行され公文書館法によってであった。同法は、「公文書館には、……歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員……を置く」こと等、公文書館に関する基本事項を定めたものであって、我が国の公文書館制度は新たな時代を迎えた。同法の趣旨に沿って、歴史的に重要な公文書等が文化遺産の一つとして、よりよい環境の下に後代に伝えられ、様々な分野で積極的に利用されていくことが期待されている。

しかし、公文書館法に規定されている「専門職員」の養成及び資格制度については、いまだ未整備のまま現在にいたっており、その早急な確立が大きな課題となっている。

このような状況にかんがみ、本研究会は、平成元年(1989年)11月に国立公文書館長の依頼を受けて以来3年余にわたり、専門職員の養成及び資格制度に関して鋭意調査研究を重ねてきた。本報告書は、その成果の集約であり、当核問題に対する研究会としての提言である。

なお、公文書館法では民間の記録資料までは 直接の対象としていなため、本研究会は、当面 は都道府県・政令指定都市の公文書館が設置、 整備されていくことを考慮して、それらの施設 の専門職員を前提に、その養成制度のあり方に ついて検討を重ねた。国及び地方公共団体の公 文書館におかれる専門職員を制度化することに よって、学校、民間企業等の設置する施設にお いても通用する専門職員の養成に少なからず影 響を及ぼすことになろう。

この報告書において、本研究会が提言している諸施策が、今後の我が国の公文書館等における専門職員の養成及び資格制度の確立のために、各方面において、その趣旨を十分に活かし実務に移されていくことを切望するものである。

I 専門職員の業務と資質の内容

1 公文書館における専門職員

(1) 公文書館の基本的機能

人類は今日に至るその歴史の中で、あらゆる活動に伴っておびただしい量の記録を産みだしてきた。それら様々な記録を保存するということは、少なくとも紀元前14世紀に、地中海東岸の都市国家ウガリトの宮殿等に粘土板文書保存室が設置されていたという事例からも判るように、しだいに複雑な社会生活を営むようになった人類が、歴史の始源から行ってきた行為である。文書館の基本的機能の一つは、ある組織がその運用上作成した記録を、それ自身の必要に応じて保存することといえよう。

一方、18世紀以降の西欧諸国では、国民国家と市民自治の原則を保証し、民族と地域の歴史を共有するための施設として近代文書館の整備が進むこととなった。こうして一般公衆の利用を前提とすることは、文書館に公共的使命の遂行というもう一つの基本的機能が付け加わったことを意味する。現代の文書館は、これら二つの基本的機能を果たすことで、人類の歴史を後代に伝える文化施設として、図書館、博物館等とともに重要な役割を担っている。

我が国でも、記録を保存することは古来より 行われており、古代律令時代、太政官内に文殿 (ふどの)等の施設が存在していたことでも明 らかである。しかし、近代文書館の制度が導入 されたのは今次大戦後のことに属する。国立公 文書館が設立されたのは、昭和46年(1971年) のことであった。それと相前後して地方公共団 体でも文書館の設置が進み、平成4年(1992年) 度末現在では、都道府県・政令指定都市では25 の施設を数えることができる。昭和63年(1988 年)には、「公文書館法」(昭和62年法律第115号) が施行されて、公文書等が歴史資料として重要 であることが確認され、その第4条第1項では、 「公文書館は、歴史資料として重要な公文書等 を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連 する調査研究を行うことを目的とする施設とす

る」とされた。

(2) 専門職員の必要性

近代文書館には、様々な記録のうちから永久 保存価値を有する資料を選択し、適切に保存す ると同時にそれを広く一般の利用に供するため の業務に従事する、アーキビストと呼ばれる専 門職員が必要とされている。このアーキビスト は、高度な知識と広範な経験を有する独自の「専 門職(プロフェッション)」と考えられ、一定の 養成及び資格制度によってその専門的身分を保 証された職能集団とみなされている。

「公文書館法」でも、第4条第2項に「公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする」と規定さている。この「専門職員」は、歴史を後代に伝えるためにはどのような公文書が重要であるのかという判断を行うために必要な調査研究を主として行う者をいい、公文書館の中核的業務を担当する職員を指す。したがって、そのような専門職員に要求される資質については、歴史的要素と行政要素とを併せもつ専門的な知識と経験が必要である。

しかし、現在の我が国においては、その専門性の具体的な内容に未確定な部分もあり、養成機関が整備されていない状況にあるので、専門職員の必要性が強く認識されていても、実際には適正に配置するのは難しい状況にある。「公文書館法」はその附則第2項で、「当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の専門職員を置かないことができる」と定めている。しかし、国及び地方公共団体を問わず、公文書館の専門職員は不可欠であるので、この「当分の間」をできるだけ短縮すべく、専門職員の養成及び資格制度を早急に確立することが、各界からあらゆる機会を通して要望の寄せられているところである。

2 専門職員の担当する業務

(1) 公文書等の保存

ア評価、選別

専門職員の業務の中で最も重要なのが、膨大な記録資料の中から永久保存価値を有する記録遺産(歴史資料として重要な公文書その他の記録)を評価、選別することである。この評価、選別によって、後代に伝えられる記録遺産、すなわち公文書館の所蔵資料の質が決まってしまうので、専門職員はあらゆる知識と経験を駆使してこの業務に当たらなければならない。専門職員の大きな責任が問われ、その専門性が発揮される領域である。

イ 移管、収集

評価、選別された公文書の公文書館への移

管と、関連するその他の記録の収集を計画することは、専門職員の業務と考えられる。移管、収集の過程では、文書の「出所」に従ってその「原秩序」を維持すること、及び現用文書等の「原形」の保存に留意する必要がある。

ウ整理、保存

移管、収集された文書等を計画的に排架し、 また適切な保存環境を確保するための指示を 与えることも、専門職員の業務である。その 際、保存に関する専門職員であるコンサベー ターとの密接な連携の下に、様々な媒体に応 じた保存措置を講じる責務を担う。

(2) 公文書等の利用

ア 検索手段の策定

公文書等の有効な利用を図るための検索手段の作成とその理論の構築は、専門職員の中核業務の一つと考えられる。ここでは、コンピュータ等の様々なニュー・テクノロジーへの対応も求められている。

イ レファレンス・サービス等

所蔵資料等に関する問い合わせに対して、 専門的なものについては専門職員が対応する とともに、公文書館の活動について、広く一 般の理解を得るための展示会等の計画も業務 の一貫として検討されるべきである。また、 レファレンス・サービスには、一般利用者だ けではなく、文書作成原局の担当者からの要 請に応じることで、行政上の調査業務を担う 側面も含まれる。

(3) 文書館学の研究

現在、我が国では、アーカイバル・サイエンス(文書館学)が一般に認知されているわけではないが、近い将来には博物館学や図書館学のような形で体系化が進むことは確実であろう。 専門職員は、公文書館に関する知識と経験を体系化し、専門職員として共通の理論的背景となる独自の文書館学の領域を研究する中心的な担い手でなければならない。その場合でも、公文書館の実務と密接な関連を意識して研究を推進することはいうまでもない。

(4) 公文書館の管理、運営

専門職員は、その専門的立場から公文書館の管理、運営に参画する。諸外国では、公文書館長はアーキビストであり、同時に研究者であることが多い。専門職員が管理、運営を分担することによって、その専門的知識と経験を公文書館の全体方針や長期計画の策定等に活かせるほか、人事の予算の面でも専門的見地から適正な運用を図ることができる利点がある。

また、新たに公文書館を設置する場合や、従来の施設を拡充する場合などには、施設やシス

テム設計の面で専門職員が中心的な役割を果さなければならない。

(5) その他の業務

その他、専門職員は、内外の公文書館等の専門職員と連絡を保ち、常に最新の情報に接するとともに、国際公文書館会議、内外の専門職員団体、類縁施設及び関連の諸学会等との交流を促進する。

3 専門職員に要求される資質

(1) 個人的資質

公文書館における専門職員には、それを一つのプロフェッションとしてみた場合、ある程度 共通した資質が想定できるであろう。

まず、公文書館という施設とその所蔵資料の特質を考えたとき、専門職員は研究熱心で探究心が持続的であるとともに、組織人としての協調性と適応力が求められる。つまり、緻密な研究能力と実践的な事務能力、さらに特定の史観に拠らない歴史的感性を兼ね備えた、いわばゼネラリストとしての素養を有することが望ましい。

それに加えて、利用者を前提にした場合、ある意味でのサービス精神も必要で、専門職員には、公共に奉仕する態度と国民や地域社会に対する深い理解に裏打ちされた、集団としての高い論理性を自発的に獲得することが求められる。

しかし、これらの資質を一人の専門職員に常にバランスよく要求するのは難しいこともあろう。個性に即してそれぞれの資質を発揮するとともに、就職後においても自己啓発や研修制度等によって資質の向上を図らなければならない。

(2) 専門的資質の内容

ア 文書館学

現段階ではこれを体系的に習得することはできないので、むしろ今後、関連する領域の研究者との協力の下に、公文書館における専門職員が中心となって構築していく新しい学問分野と考えることができる。方法論については、この分野に関して先進的な諸外国や博物館学、図書館学等の隣接諸学から学ぶことができるであろう。

イ 歴史的素養

専門職員の担当する業務の各局面で、最も必要とされる専門的資質の一つが、この歴史的要素であると考えられる。具体的には、公文書等を作成した組織の沿革及び諸施策の経緯、その背景となった日本近代史における政治、法律、行政、外交、教育、経済、財産、産業などの各分野をはじめ、文化史、社会史、世界史などの領域に関する学識である。特に、地方公共団体に設置される公文書館の専門職員については、当該地域の歴史に関する知識

は不可欠である。

もちろん、前近代史に関しても配慮が必要 で、古文書等を所蔵している地方公共団体の 公文書館では、近世史や古文書学に関する素 養の比重が高くなろう。

ウ 行政的素養

専門的資質のもう一つの柱として重視されているのが、この行政資質で、具体的には、文書法令・法規事務等の行政の実務経験を踏まえた専門行政的な分野に関する知見を指すと考えられる。もちろん、この素養は実際の経験を通じて得られる部分が大きく、専門的資質の客観的条件とすることは難しいかもしれないが、行政学等の知識の上に実務を経る中で培われることが重要である。

エ その他

情報検索、記録媒体及び資料保存の技術革 新が進んでいるので、関連する情報科学分野 の理論及び技術に関しても基本的な知識を吸 収しておくことが必要である。その他、必要 に応じて組織管理論や統計学等に及ぶ場合が あろう。

(3) その他の資質

公文書等の内容は人間生活のあらゆる分野に 及んでいる。したがって、専門職員には幅広い 教養が必要なのはいうまでもない。また、外国 語についても、専門分野に関する十分な読解・ 表現能力が要求されるべきであろう。

II 専門職員の養成制度

1 専門職員の養成制度

(1) 諸外国の養成制度

文書館や文書館制度について永い歴史を有しているフランス、ドイツ、イギリス、アメリカ合衆国などの欧米諸国においては、それぞれの国情や伝統に基づく、アーキビストの養成がなされている。

例えば、フランスではバカロレア試験合格者が2年間準備学級に入り、その後厳しい試験に合格した者が3年間エコール・デ・シャルト(国立古文書学院)で専門教育を受け、さらに1年半、エコール・ナショナル・デュ・パトリムワーヌ(国立文化遺産学院)での研修を経て卒業試験に合格しなければならない。ドイツでは公上の者を対象にアルヒーフシューレ・マールブルク(マールブルク文書館学院)及びバイエリッシェ・アルヒーフシューレ(バイエルン文書館学院、だだし、同州のみ対象)で専門教育を行い、国家試験を経て学術アーキビストとしている。イギリスでは、大学卒業後1年間の専門教育課程が少数の大学に設置されている。アメリ

カ合衆国では、アメリカ国立公文書館において、 その職員を対象とした実務研修を中心としたい くつかの段階に分かれた厳格なアーキビスト養 成が行われている。また、いつくかの大学院に おいて専門教育課程が設けられ、米国アーキビ スト協会は独自の資格認定を行っている。

以上のように、この分野で先進的な諸国における専門職員の養成制度も様々なものであるが、フランス、ドイツなどでは資格制度と連動した高度な専門教育課程が準備されているといえよう。

(2) 我が国の現状

翻ってわが国の場合をみると、昭和62年(1987年)に公文書館法が制定されたのを受けて、国立公文書館が昭和63年(1988年)から「公文書館等職員研修会」を毎年実施し、将来の本格的な専門職員養成に備えているところであり、また、他の機関等においても別途の研修会を開催している。しかしながら、近代的文書館制度の導入が今次大戦後であったという歴史の浅さの故もあって、我が国では公文書館の中核的業務を担当する専門職員の養成制度はいまだ確立されていないのが現状である。

(3) 養成制度確立の課題

今後、公文書館法の趣旨を活かしていくためには、同法第4条第2項に規定されている専門職員の公文書館への配置は不可欠である。現在、地方公共団体においては独自の対応を迫られており、統一的な養成制度を確立することは緊急の課題といえよう。

我が国において専門職員の養成制度を確立するにあたっては、アーキビスト養成に実績のある諸外国の多様な事例を学ぶとともに、国内的にも公文書館と関係の深い博物館学芸員や図書館司書の養成制度を参考にし、同時にそれらが抱えている問題点にも配慮しつつ、我が国にふさわしい専門職員を養成することが肝要である。

公文書館法においては、公文書館は国又は地 方公共団体が設置するとされている。これとは 別に、学校や民間企業など様々な分野で活動す るアーキビストの必要性も予想されるが、当面 ここで養成が急がれる者は、主として地方公共 団体に設置されている公文書館において歴史的 に重要な公文書等に関する調査研究などにあた る専門職員である。

2 養成機関

(1) 設置形態

専門職員を養成する機関の主な設置形態としては、公文書館における養成、大学(院)等における養成、その他民間機関における養成等が考えられる。これらの設置形態には、それぞれに長所もあるが、大学(院)やその他の民間機

関等における養成には、供給過剰になる可能性 や公文書館での実務教育が行われにくいこと等 の問題があり、また資格制度との連続性を欠く おそれもある。

このため、地方公共団体の設置する公文書館 との有機的な連携を考慮するならば、公文書館 法を所管している総理府の施設等機関である国 立公文書館を主体として、高度な専門教育、研 究機能をもつ新しいタイプの養成機関を設立す ることが望ましい。

なお、将来的に関連する分野の大学(院)等が設置されるようなことがあれば、教員の確保や研究協力など面で連携を図っていくことは可能であり、そのような点からも文書館学の確立は急務の課題といえよう。

(2) 養成の対象

専門職員として養成の対象となる者は、主として地方公共団体が設置する公文書館等の職員で、各機関の推薦を受けた者になると考えられる。

この場合、各所属機関から推薦される者としては、専門職員の業務を担当するのにふさわしい一定の資質と素養を兼ね備え、引き続き公文書館に勤務するような者が期待される。ここで望まれる一定の資質と素養とは、既に述べたように、高度な専門職としての業務を遂行するに足る資質であり、また学問と実務に裏打ちされた歴史的素養及び行政的素養ということになろう。

(3) 養成期間

次の3で述べるように、専門職員養成の学科の程度として大学院修士課程相当の高度に専門的なものを想定し、かつ一定期間の実務研修を行うことにも配慮するならば、養成期間としては最低2年間は必要である。あまり短期間では、前記Iの2及び3で述べた業務や資質に対応する専門職の養成は不可能であり、修了後に一定の資質を認定するに足る履修内容を盛り込めないおそれもある。

但し、養成の対象となる者がすでに公文書館 等に所属していることを前提とすれば、最低2 年間の課程については、実行上柔軟な養成方法 を導入することにより、職務との円滑な関係を 維持したままこれを受講することが可能となろ う。

3 学科の程度及び教科の内容

(1) 学科の程度

専門職員には、各自の職場における日常的な評価、選別業務や調査研究に際して、相当高度な専門性が要請される。また、国際的なアーキビストの養成水準を考慮に入れたとき、専門職員養成の学科の程度としては、大学院修士課程

相当の高度に専門的なものが必要とされる。

養成制度の発足時から理想的な課程を準備することは困難な面があるとはいえ、当初から可能な限り高いレベルを確保することに努めるべきである。また、将来、養成制度が定着した時点では、学科の多様化を図ることが必要となろう。

(2) 教科の内容

教科の内容は、文書館学を中心に、歴史学、 古文書学、公法学、行政学、保存科学、情報科 学等の関連分野とする。文書館学は今日、なお 新しい学問分野であり、この分野の研究振興が 期待されるところである。

また、専門職員は公文書館業務の現場を踏ま えた調査研究等を行う者であるから、公文書館 における実務研修は養成制度の教科の内容の中 でも重要な部分を占めるものである。

こうした教科の内容にしたがって養成される 公文書館の専門職員は、高度の学問性と実務的 な要素を有機的に結合した独自の専門職となろ う。

III 専門職員の資格

1 養成制度と資格認定

(1) 資格認定の方法

公文書館の専門職員として養成された者の資格を認定することによって、その職業の社会的地位の向上と適切な処遇を図ることは極めて重要である。

諸外国における資格認定の方法は、各国ごとに多様である。例えばフランス、ドイツでは専門の教育機関において専門教育を行い、これに国家試験ないし卒業試験を行っている。イギリスでは少数の大学に設けられた専門教育課程を修了したことによる学位取得によっている。アメリカ合衆国では国立公文書館における養成制度によるもの、いくつかの大学院に設けられた専門教育課程の修了によるもの、あるいは米国アーキビスト協会による独自の資格認定などによっている。

我が国では、類似の資格として博物館学芸員、図書館司書が存在するが、いずれも有資格要件 (例えば大学において必要な科目の単位を取得するなど)を満たすことによって取得できる資格である (学芸員資格については試験認定によるものもある)。そのため、資格を有していても博物館や図書館の職務につかない者が多数にのぼり、結果的に資格と職務の関連が希薄になりがちなことは否めない。

公文書館における専門職員の資格認定については、その養成方法が大学等の教育機関によらず、前記IIの2(1)で述べたように新たに設置さ

れる養成機関において行う方法が望ましい。具体的な認定方法は、当該養成機関の課程を修了した者を専門職員として、公文書館法を所管する総理府において一元的に行うのが適当である。

なお、将来は学校や民間企業等の様々な分野 で活動するアーキビストの必要性も予想される ことから、その資格認定方法については今後の 課題となろう。

(2) 現職員の移行措置

専門職員養成制度の確立によっても、これより養成、認定される専門職員の各公文書館への配置には、なお時間がかかることが予想される。他方、既に各地方公共団体に設置されている公文書館においては、その中核的な業務を担当する職員の配置は当然急がなければならない。

公文書館の業務は、公文書等の受入、整理、 保存、修復、目録作成、閲覧等のほか、それら に関する調査研究及び公文書館全般にわたる管 理に関する各業務の有機的連携により営まれて おり、実務的な色彩が強いものである。既設の 各公文書館には長期にわたり公文書等を専門的 に取り扱っていて、専門職員に要求される資質 を備えた実務経験の豊かな職員が現に存在して いる。したがって、当面必要とされる専門職員 の需要に応え、本格的な養成制度が確立される まで過渡的な措置が必要である。

そのため、一定期間の職務経験を有する現職員を対象に、国立公文書館を主体として設置される養成機関において行うことになる所定の研修を修了することを要件として、専門職員の資格を認定するなどの移行措置を別途考慮することが必要である。その際、専門職員に要求される資質と素養の内容を低下させることにならないように留意することは言うまでもない。

なお、一旦資格を取得し、公文書館で勤務している者も、さらに高度の知識・技能を身につけるよう研鑚できる機会の整備を図ることも必要である。

2 専門職員の名称

博物館学芸員、図書館司書は、いずれも法律にその名称が明記されているが、公文書館法では「……歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員……」としか規定されていない。この規定は、国際的に文書館の専門職員を表す言葉となっているアーキビストを指しているが、これに相当する日本語は現在のところ存在しない。

我が国において、公文書館法で定める「専門職員」の名称を定めるにあたっては、その業務を的確に表現し、一般的に抵抗なく受け入れられるものでなければならない。すなわち、①表現に無理のないもの、②職務の内容が、公務部

内はもとより一般人にも理解しやすいもの、との観点から、その名称を「公文書館専門職員」とさだめるのが適当であり、これをもっていわゆるアーキビストの第一歩と理解すべきであろう。

IV 専門職員の確保、処遇等

1 専門職員の適正な確保

現在、地方公共団体(都道府県・政令指定都市)に設置されている既設の公文書館において調査研究に携わっている職員は、一般行政職員、教育職員、学芸員、司書等を経ており、独自に選考採用を行っている館は現状では一部にとどまる。また公文書館の職員として業務に携わる者も、他の部局との人事の交流が行われているのが一般的である。

しかしながら、専門職員の業務には高度の専門性とともに、長期的かつ継続的な遂行が不可欠であり、専門職員を適正に確保するためには、この点を十分に考慮して採用できる体制が必要であろう。将来、専門職員の養成制度と資格認定制度が確立し、新たな制度の下に専門職員を確保しようとする際にも、その採用体制が現状のままでは、専門職員の適正な確保が困難となるおそれがある。

したがって、各公文書館においては、業務の 円滑な遂行のために必要な能力を有した専門職 員数を適正に確保し、それを常に充足させる有 効な措置を講ずる必要がある。この目的を達成 するため、歴史的素養と行政的素養を備えた者 を採用し、専門職員としての養成が図られるよ うな方策が確立されるべきである。このため、 各公文書館、各地方公共団体は、公文書館運営 の長期的な展望のもとに、公文書館の専門職員 にふさわしい採用基準の確立を図るよう努める べきである。

2 専門職員の処遇

欧米諸国等において、アーキビストは一定の 社会的認知を受けているが、我が国においては、 専門職業務の内容がいまだ十分に認識されてい るとはいいがたい。しかしながら、歴史資料と して価値を有する公文書等を国民共通の財産と して継続的に後代に伝え、利用に供することの 重要性を考慮するならば、公文書館の職員の責 任は極めて高い。それ故、これら公文書館にお いて中核的な業務を担当する専門職員の、高度 の専門性と調査研究活動が、我が国においても 十分に認識され、それにふさわしい処遇がなさ れることが期待されるところである。

公文書館を含めた各地方公共団体の人事制度 とその運用については、基本的には、採用職種、 採用方法等、さらには人事の交流をどのように 行って将来の昇任に結びつけるかが問題となろう。これらを考える上で、専門職員は「困難な業務を処理する」行政職の側面と「高度な知識と経験に基づき困難な研究調査を行う」研究職との側面を併せもつものと位置付け、それに相応する行政職、教育職、研究職等の職務と同等以上の処遇がなされることが望ましく、適用にあべて給料表及びその級別標準職務表の適用にあたっては、格別な工夫と配慮が必要であろう。また将来的には専門職員が経験と業績を積み重なた将来的には専門職員が経験と業績を積み重なた将来的には専門職員が経験と業績をである。 また将来的には専門職員が経験と業績を積み重なた将来的には専門職員が経験とである。 また将来のには専門職員が経験と業績を積み重なた。 また将来のには専門職員が経験と業績を積み重なた。 ならに専門職員の能力の質的向上が図られるような勤務態様を考慮するなど、その研究環境の整備に配慮すべきであろう。

これらの問題は各地方公共団体によって、それぞれ事情が異なるが、専門職員の処遇を考えるにあたっては、上述のような専門職員の職責の重要性を認識し、専門職員にふさわしい処遇が地方公共団体において確立されることが必要である。

3 人事交流の意義

公文書館の専門職員については、その専門知 識や技能が短期間で形成されるものではないこ とを十分考慮し、人事交流を行う場合は公文書 館運営及び専門職員の資質の向上のための手段 の一つとして、長期的展望の下に慎重かつ適切 に行われるべきである。通常、人事交流は職員 が行政経験を積む上で必要とされるだけでなく、 採用、昇任等を含めた人事管理の一貫として行 われるものであるから、公文書館の専門職員に ついても必ずしも不要とはいえないであろう。 行政各部局(主として文書担当部局)及び博物 館、図書館等隣接する分野の人事交流は、専門 職員により幅広い行政経験や社会教育の経験の 機会を与えるという意味で有効である。また、 科学技術に関する歴史資料も無視できないので、 将来的には理工系の研究施設との交流も一考に 値するであろう。

おわりに

元来、文書館設置の母体というものに公私の 区別は無く、国及び地方公共団体に限らず、学 校、民間企業など多様な設置主体が考えられる。 したがって、それらに置かれる専門職員も、公務員か否かというよりも本来的な専門性によって他の職員と区別されるべきであり、将来においてはこのような視点から養成や資格制度を考えるべきである。

アーキビストは、文書が作成されてから歴史 的資料として利用者の便に供されるまでの各段 階(現用、半現用、非現用)において、積極的 な役割を果たすと同時に、膨大な量の文書類の 中から永久保存をする価値がある文書類を評価、 選別し、それらを時代を超えて保存し、利用者 の便に供する重要な役割を担っている。

したがって、本報告書の提言する養成機関のあり方も、高度なプロフェッションとしてのアーキビスト養成への一里塚とみるべきであろう。

本提言の実現によって養成された職員が、専門職員の資格を得るにいたっても、それは専門職員(アーキビスト)としての第一歩を踏み出したに過ぎないものである。本来アーキビストとは豊かな知識、長期間にわたる努力と研鑚、長い職務経験の蓄積によって、はじめてアーチビストとして評価されるものである。また再門職員は専門的事項に係わる知識・技術のみに限めず、行政的センスと歴史的洞察力、また資料の修復等を含めた保存、保護に関する知識及び基礎的な技術、更に情報関連のソフト、ハード等の知識などもますます要求されるであろう。また、諸外国との交流を通じて最新の情報を得るための努力も一層必要となる。

このようなことを考慮すれば資格取得後の研修等、専門職員の自己研鑚に対する支援体制も 将来における課題といえる。

今後、大学(院)等において文書館学に関する専門課程が設けられることなども考えられ、 文書館学を中心とした学問分野の大いなる振興 と発展が期待されるところである。

本報告書の公文書館における専門職員の養成 及び資格制度に関する提言は、本問題に対する 極めて概括的かつ基本的な事項である。この提 言の実現を図るためには、今後さらに具体的か つ詳細な検討がなされる必要があろう。

(平成5年6月21日)

国立公文書館「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」構成員

氏	名	所属		分	野	
安藤	正人	国文学研究資料館史料館助教	授	長倉身	(恵子	東京学芸大学教育学部教授
大濱	徹也	筑波大学歴史 • 人類学系教	授	濱田	喬	学術情報センター教授
岡田	舜平	時 事 通 信 社 顧	問	堀井	敏夫	大阪大学教養部教授
加藤	睦美	社会福祉 • 医療事業団理事	長	三上	昭美	中央大学文学部教授
寺﨑	昌男	立教大学文学部教	授	村松	岐夫	京都大学法学部教授